

取引適正化に関する自主取組宣言

液化石油ガス法令の改正施行を受け、以下の通り商慣行の見直し 料金制度の適正な運用に向けて、関係法令等を遵守した事業運営に努めてまいります。

1. 過大な営業行為の制限

正常な商慣行を超えた利益供与や、お客様による LP ガス事業者の選択を制限するような契約締結を行いません。

2. 三部料金制の徹底

改正法令の趣旨を踏まえ、三部料金制の早期導入をすすめます。

3. LP ガス料金等の情報提供

賃貸住宅等のご入居希望者様に対し、オーナー様、不動産管理会社様を通じて、事前にLPガス料金を提示するように努めます。

また、LPガス料金等について、直接ご入居希望者様からお問合せいただいた場合も速やかに対応します。

4. その他

本件に関する研修会等へ積極的に参加し、関係法令の理解を深めるとともに上記取組みの徹底を図ります。

令和 6 年 8 月 1 日
ひまわり農業協同組合